

主な検討課題

障害者基本法

【法律の目的】共生社会の実現のため、障害者の自立・社会参加の支援等の施策を推進

【基本原則】

- ①地域社会における共生等
- ②差別の禁止等
- ③国際的協調

「差別」の定義はせず

【基本計画の策定】

政府：障害者基本計画 / 都道府県：都道府県障害者計画 / 市町村：市町村障害者計画

【基本的施策(障害者の自立及び社会参加の支援等)】

- ①医療の給付、リハビリテーションの提供等
- ②年金、手当等の制度に関し必要な施策の実施
- ③教育の内容・方法の改善、充実等
- ④障害児の身近な場所での療育等の施策の実施
- ⑤障害者の特性に配慮した職業相談等の実施等
- ⑥障害者の優先雇用その他の施策の実施
- ⑦障害者のための住宅の確保等
- ⑧公共的施設のバリアフリー化の実施
- ⑨情報の利用におけるバリアフリー化等の実施
- ⑩障害者、その家族などに対する相談等の実施
- ⑪障害者等の経済的負担を軽減する施策の実施
- ⑫文化芸術活動、スポーツなどのための施設等の整備、文化芸術活動等への助成の実施
- ⑬防災・防犯の施策の実施
- ⑭消費者としての障害者を保護する施策の実施
- ⑮選挙等における配慮
- ⑯司法手続における配慮等
- ⑰国際協力

【基本的施策(障害の原因となる傷病の予防)】

・障害の原因となる傷病、その予防に関する調査研究の促進等

障害者差別解消法

【差別の禁止】

- ①不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害の禁止
- ②合理的配慮の実施

- ①「差別」の定義はせず
- ②(差別的取扱い)行政機関等・事業者のみ
- ③(合理的配慮)事業者は努力義務

【差別解消のための措置】

・職員対応要領(国・地方公共団体)、対応指針(事業者)による対応

【差別解消のための支援措置】

- ①相談・紛争解決の体制整備
- ②障害者差別解消支援地域協議会を通じた関係機関等の連携
- ③啓発活動、情報の収集

- ①具体的な内容を規定せず
- ②共生社会の実現のための施策は規定せず

障害者雇用促進法

【障害者に対する差別の禁止・合理的配慮】

- ①雇用分野における差別的取扱いの禁止
- ②合理的配慮の提供義務

【職業リハビリテーションの実施・雇用の促進等の措置】

障害者虐待防止法

【障がい者に対する虐待の禁止】

【虐待防止施策(障害者虐待防止等に係る具体的スキーム)】

【全般のポイント】

- ①障がい者差別の解消に焦点を絞るか、共生社会の実現も併せて取り込むか
- ②法律(障害者基本法等)に基づく施策の具体化・補完及びそれ以外に必要な施策の検討
- ③三重県に特有の課題への対応(障がい者差別の実態調査、障がい者を取り巻く現状等の調査を踏まえる)

I 目的・基本理念

○障害者基本法等を踏まえた条例の目的・基本理念の具体化

II 差別の考え方等

- ①差別の定義(法律と同様の文言を使うか、差別の考え方を整理し直すかなど)
- ②差別解消の対象範囲(県民等への拡張)
- ③差別類型の列挙・具体化
- ④合理的配慮の実施の対象範囲(県民等への拡張)・義務付けの強化

III 差別解消のための措置

○措置の強化(対応要領の義務化、事前的改善措置の規定など)

IV 差別解消のための支援措置

- ①相談体制の具体的な内容の規定
- ②紛争解決手続の具体的な内容の規定

V 共生社会の実現に向けた施策

- ①障害者基本法に基づく施策の具体化・補完
- ②障害者基本法で規定していない施策で必要なものの検討
- ③三重県に特有の課題を踏まえた施策の検討

VI 障害者雇用促進法との関係

○雇用面での差別の禁止を取り込むか

VII 障害者虐待防止法との関係

○虐待の禁止を取り込むか

VIII 三重県の他の条例との関係

○既存の条例による施策との関係の整理

※上記以外の検討項目

○責務・役割、推進体制、罰則

具体化